ⅲ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役
ⅳ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
ⅴ　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
ⅵ　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
ⅶ　組合の理事
ⅷ　その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
③　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
④　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
㋒　その他応募の適正さが阻害されると認められる場合
①　上記㋐又は㋑と同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合。

７）国税（法人税、消費税）を滞納していない者であること。
８）応募グループに属する企業のいずれかが、他のプロポーザル参加者となっていないこと。また、応募グループに属する企業のいずれかと資本関係若しくは人間関係において関連がある者が他の応募グループ構成員になっていないこと。ただし、ラーニングハブの食事提供施設の運営企業については、複数応募を妨げない。
９）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　応募企業、応募グループ等に係る各担当業務別の参加資格要件

応募企業、応募グループ構成員及び協力会社（事業者への出資は予定してないが、応募企業又は応募グループと下記業務に係る契約を締結した企業。）のうち、設計・工事監理、建設、維持管理及び運営の各業務を担当する者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。特許工法（認定工法）等で兼務せざるを得ないと認められる場合は同一でよいものとし、異なる担当技術者を配置すること。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。運営等について資格が必要な場合は、適切に配置すること。

⑴　設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
１）文部科学省における令和５・６年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格において「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
２）経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。
３）不正又は不誠実な行為がないこと。
４）「建築士法（昭和25年法律第202号）第23条」の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
５）2009年度以降に担当者として、下記ａ、ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者（※１、担当分野を問わない。）を配置できること（※３）。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。
ａ　建物用途　寄宿舎、共同住宅、宿泊施設、病院又は福祉施設（宿泊機能を有するものに限る。）
ｂ　建物規模　延べ面積2,000㎡以上
※ａ、ｂに示す要件を同時に満たす設計業務における、設計実績（技術者）が必要。
６）主任担当技術者（※２、建築意匠分野・建築構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること（※３）。同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。
７）記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。
ただし、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加資格確認申請書を提出することは差し支えない。
※１「管理技術者」とは、「設計業務委託契約基準」第14条の定義による。
※２「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
※３「管理技術者」は１級建築士とし、「主任担当技術者」について、建築意匠分野・建築構造分野を担当する者は１級建築士、電気設備分野・機械設備分野を担当する者は１級建築士又は建築設備士とする。

⑵　建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
１）文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格を有し、「一般競争参加者の資格」第１章第４条で定めるところにより算定した令和５・６年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が建築一式工事1,200点以上であること。ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は1,000点以上とする。
２）提案内容に対応する「建設業法」の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。
３）2009年度以降に元請として、下記ａ、ｂに示す各担当工事を実施し、完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。
ａ　建物用途　寄宿舎、共同住宅、宿泊施設、病院又は福祉施設（宿泊機能を有するものに限る。）
ｂ　建物規模　延べ面積2,000㎡以上
※ａ、ｂに示す要件を同時に満たす建設工事における、施工実績（企業）が必要。
４）建築一式工事において、以下に示す要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、記載を求める監理技術者又は主任技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加資格確認申請書を提出することは差し支えない。
ａ　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。
ｂ　監理技術者にあっては、2009年度以降に元請として、３⑵３）ａ、ｂに示す基準を満たす新営工事に従事し、完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
ｃ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。